

平成20年9月1日（月）

【事務局】 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開となっております。

また、議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認でございますが、本日は委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで、新たに委員に任命された皆様をご紹介します。

<委員紹介省略>

それでは、続きまして、〇〇よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 審議官をしております〇〇でございます。住宅局長の〇〇のほうはちょっと所用で外しておりますが、後ほど来る予定でございます。

本日、ご多忙にもかかわらず、久しぶりということになりますけれども、アスベスト部会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

アスベスト対策部会につきましては、平成17年8月に設置をいたしまして、いろいろ密度の高いご議論をいただいて、同年の、つまり17年の12月に「建築物における今後のアスベスト対策」ということで建議をいただいたわけでございます。それを受けまして私どもといたしまして、建築基準法の改正、これによって吹付けのアスベスト等に対する規制を導入すると。また、助成制度を導入いたしまして、いわゆる封じ込め、あるいは除却・除去等が進められる体制を整えて、そのほか、現在のデータベースでありますとか性能表示での基準に盛り込むといったような改正をまいりました。その後、大規模な、特に昭和31年から平成元年ということで、1,000平米以上の民間建築物について吹付けアスベスト等の使用実態を把握した上で、必要な対策をするようにまいりました。

しかしながら、残念ながら、17年、18年といったあたりで急速に進んだわけですが、このところ、調査の進捗あるいは対策の進捗につきましても、いわば頭打ちというような状況がございまして、そういうことも踏まえまして、昨年12月に総務省のほうから使用実態の把握の充実あるいはばく露防止対策の適切な実施などについて勧告をいただいたわけでございます。また、今年の1月には、新しいといたしますか、トレモライトというような新しいタイプのといたしますか、そういったものが国内で使用されているというようなことも明らかになるということで、課題が顕在化したというようなところでございます。

先ほども申しましたように、私どもも、民間建物、これ、全体で言いますと、1,000平米未満のものも含めると、非常に雑駁な推計でございますけれども、国内に200万棟ぐらいあるのではないかとこのように推測をしているわけでございます。そのうちの何パーセントかは対象に上ってくるというようなことがございまして、民間の建物だけでなく、ほかの省庁につきましてもそれぞれの所管の建築物という形で対策を進めておるところではあります。先ほどの勧告なども踏まえて、さらに一層の対策の強化が必要だということでございます。先般の総合経済対策でも、建築物による健康被害の防止促進というような形で盛り込まれているところでございまして、今後、こういった対策について一層強化をしていきたいというふうに私ども思っております。

このため、この建議を踏まえましたこれまでの取り組み、あるいは勧告、あるいは新しいトレモライトなどの課題を踏まえて、改めてさらにアスベスト対策を推進するためのご審議をいただきたいというふうに思っております。

終わりに、委員の皆様方には、また新しい審議ということでございますので、ひとつご審議をよろしくお願いいたします。私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きます。前回開催から人事異動がございましたので、住宅局の出席者を紹介させていただきます。

<事務局紹介省略>

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をごらんください。資料1、名簿でございます。それから、資料2、資料3、資料4でございます。これらは報告事項にかかわるご説明の資料でございます。それから、資料5、資料6、それぞれ1枚紙でございます。この資料5、6

が本日ご審議をいただきたい点にかかわる資料でございます。それから、分厚くとじてございますが、参考資料といたしまして、これらの報告あるいはご審議の事項にかかわる参考となるものをまとめた資料がございます。以上、欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 部会長の〇〇でございます。アスベスト対策部会を始めたいと思います。

今、〇〇審議官からご説明がございましたが、3年前に報告を済ませております。私、報告を出してもうこの部会は終了したと思っていまして、決してクローズしたわけではないということです。ですから、改めて開会の手続をとらずに、委員会を開催するわけです。部会はずっと存在していたわけでございますが、たまたま委員会が開かれなかっただけだということでございます。

きょうは、皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから、その第4回になるわけでございますが、アスベスト対策部会、開催いたします。

まず最初に、議事次第に従いまして報告事項について審議したいと思います。

最初の2.の(1)建議「建築物における今後のアスベスト対策について」を受けた対応、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】 〇〇と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料2という番号を打ってあります2枚の紙、それから、必要に応じて参考資料をごらんいただきながらご説明をしたいと思います。

前回、17年の12月に建議をいただきましてから約3年弱の時間がたっております。その間に、私ども建議を受けまして、いろいろと取り組ませていただいたことがございますので、まずこの点をご報告させていただきます。

資料2の左側の列でございますが、これが講ずべきとされた具体的な施策でございます。その右側の列がその対応状況ということになってございます。それでは、上から順にご説明します。

まず(1)建築基準法による規制ということでございますが、建議の中ではこの中で5つの小項目があったかと思いますが、まずは、アスベスト繊維を飛散するおそれがないものを除き、すべてのアスベスト含有建材の使用を禁止すべきであるということ。それから、露出して使用されている吹付けアスベストについては、飛散防止対策が行われる

よう、勧告・命令等を行う制度の整備を行うべきであると。それから、この勧告・命令についてガイドラインを整備すべきであると。それから、地方公共団体からの相談体制を整備する。それから、定期報告制度の対象となる建築物の範囲の拡大などを検討すべきであるという内容でございました。

これにつきまして右側をごらんいただきますと、まず、建築基準法の改正によりまして、吹付けアスベスト等の使用等を禁止させていただいております。これは平成18年10月1日から施行されております。

お手元の参考資料をちょっとごらんください。15ページになります。ここに建築基準法による石綿規制という1枚紙を準備してございます。ここにありますとおり、規制の対象は、石綿の飛散のおそれがある吹付けアスベスト、それからアスベスト含有吹付けロックウール、この2種でございます。その他の石綿含有建材につきましては、今のところ規制の対象とはさせていただいてはないという状況でございます。規制の効果としましては、建築基準法に位置づけられることによりまして、勧告・命令等の実施が可能となる。それから、報告徴収・立入検査等が実施できるようになる。それから、定期報告制度に報告事項として位置づけましたものですから、これが一部概要書が閲覧の対象となるということでございます。それから、基本的には新規でつくられる建物については既に別途の法律で使用が禁止されているものですから、この法律は実は既存物件に対する効果を期待しておるものでございます。既存建物の増改築等の取り扱いにつきましては、原則としては石綿の除去を義務づけさせていただいておりますけれども、一定の規模を超えないような増改築等々につきましては、封じ込めや囲い込みでもいいですということにさせていただいております。

続きまして、資料2に戻らせていただきます。このような形で、小項目の1つ目、2つ目はこのような形で対応させていただいているところでございますが、3つ目の勧告・命令ガイドラインの整備につきましては、実はこれはまだ対応できていないという状況であります。

それから、4つ目の地方公共団体からの相談体制につきましては、日本建築センターにおきまして「アスベスト相談回答マニュアル」というものを作成し、地方公共団体等に配布をさせていただいております。

これは、参考資料のほう、16ページ、次のページになりますけれども、基本的には構成のところにありますとおり、まず、基礎知識について9問、建築物について23問等々

というような形で冊子にまとめさせていただいております。それと同時に、建築センターのホームページにもアップさせていただいておりますので、そういったことでオープンにしておるといような状況でございます。さらに、建築基準法改正の際の施行通知におきましても、こういったマニュアルを作成したということを周知するとともに、相談窓口の設置、相談員の研修を積極的に推進していただくようお願いいたしますということで、特定行政庁をお願いしているというところでございます。

それから、定期報告制度の対象となる建物の範囲の拡大ということでございます。これは参考資料17ページ、次のページでございますが、これも施行通知の中で特定行政庁に対して対象の見直しの検討をお願いしているというような状況でございます。

次に、(2)吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進ということでございますけれども、ここは5つの小項目かと思えます。

まず、現在進めておる概要調査については、継続して一定のとりまとめをするということ。これにつきましては、今、1,000平米を超える民間建物につきまして年2回、建築防災週間に合わせてフォローアップをし、結果を公表させていただいておるというところでございます。

これは、参考資料18ページに公表した資料をつけさせていただいておりますが、このような形で全体の概論と、それから19ページのように都道府県別の状況、これをオープンにさせていただいておるというところでございます。

それから、資料2に戻りまして次の小項目でございますが、これにつきましては、詳細な状況、それから空調経路等々、実態の詳細調査、これにつきましては今までのところまだ未対応という状況でございます。

それから、その次の小項目、小規模建築物における使用状況調査の実施、これにつきましてもまだ現時点においては未対応ということでございますが、今年度、効率的な調査方法等の検討を行う予定としてございます。

それから、4つ目の小項目、囲い込み等を措置した吹付けアスベストの定期報告制度等による調査・把握ということでございますが、これは(1)とも絡んできますけれども、建築基準法改正に合わせて施行規則も改正させていただきまして、報告事項に追加をさせていただいたということでございます。

これは、お手元参考資料20ページをごらんください。この中に定期報告の様式の抜粋版をつけてございますが、この中の下のほうにあります7.でございます。石綿を添加した

建築材料の調査状況、これを報告事項としては追加させていただいたということをごさ
いまして、この報告自体は19年4月1日から施行されてございます。

それから、資料2に戻りまして最後の小項目、公共建築物における吹付けアスベスト等
の調査状況の公表等々でございますが、国家機関の建築物につきましては、平成17年度
及び20年度に調査を実施し、結果を公表させていただいておりまして、各省各庁への指
導を実施させていただいています。これは官庁営繕部のほうから対応をとらせていただ
いておるという状況でございます、参考資料のほうは21ページのほうに概要をつけさせ
ていただいております。

それから、(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施という
ことございまして、ここは2点ございます。吹付けアスベスト等以外の含有建材の飛散
性、含有量等に関する調査研究をすべきであるということ。それから、調査研究の結果、
飛散させるおそれがあるということがわかったものについては、使用実態の把握と飛散防
止対策の検討をしていくということを建議させていただいておりまして、これにつきましては、
現時点におきましては吹付けバーミキュライトについて18年度の調査で一部実施をさせ
ていただいておりますけれども、またこれはちょっと引き続き検討していくがあるというこ
とで、宿題として残っておるという状況でございます。

18年度の調査の概要につきましては、参考資料の22ページのほうに1枚紙をつけさ
せていただいております。この調査では、公共賃貸住宅3住戸につきましてさまざまな状
態を想定してバーミキュライトの飛散の状況を調べたわけでございますが、何分サンプル
数が少ないということもありまして、引き続き濃度測定を実施して、その結果を踏まえて
規制の是非については判断をしていくべきであるというような状況になってございま
す。この飛散性調査につきましては、今年度、それから翌年度も予算要求をさせていただ
いているところでございます。

それから、資料2に戻りまして、(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底というこ
とございまして、これは、関係法令、多岐にわたるものですから、こういった法令の遵守
を徹底するということございまして、これにつきましては建設関係団体に対して通知を
させていただいて、法令遵守をお願いしているという状況でございます。

それから、(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備ということございま
すけれども、これにつきましては、現時点においてはまだ対応できていないという状況
でございます。

資料2の次のページ、ごらんください。続きまして、(6)住宅性能表示制度の整備というところでございます。これにつきましては、既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果等々について表示する仕組みを整備すべきであるという建議に対しまして、右側にありますとおり、日本住宅性能表示基準を改正させていただきまして、既存住宅に係る表示すべき事項に「石綿含有建材の有無等」、それから「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」という項目を追加させていただいております。18年10月1日から施行させていただいているという状況でございます。詳細につきましては、お手元の参考資料の24ページに概要紙をつけさせていただいております。

それから、(7)のアスベスト含有建材の除去等への支援ということでございますけれども、これにつきましては、アスベスト改修型優良建築物等整備事業という補助事業を平成17年に補正予算で創設させていただいているという状況でございます。事業の概要につきましては、参考資料25ページに書いてあるとおりでございます。これは現時点の制度ということになってございます。基本的には、まずアスベストの有無の調査、それからアスベストを除去する場合の費用について補助するという制度になってございます。

それから、資料2に戻りまして、(8)の相談体制の整備ということでございます。建議では、アスベスト相談マニュアルを作成し、全国の地方公共団体等に対して配布するなどして相談体制の整備・充実を図ること、それから、相談に対応する職員等に対し、十分な研修を行うことということをお願いしております。前段のマニュアルの部分につきましては、先ほども申し上げたとおり、作成をさせていただいて、配布等をさせていただいているところでございますが、職員等に対する研修という点では対応できていないという状況でございます。

それから、(9)の台帳の整備、これにつきましては、今後の適切な維持管理等々、状況を把握するような台帳が重要であるというご指摘をいただいておりますけれども、これにつきましては、今のところまだ対応できていないという状況でございます。

それから、(10)の専門家・事業者の育成、これにつきましては、日本建築センターにおきまして技術指針——これは、昭和63年に学校で問題になったときに指針をつくらせていただいた経緯があるわけでございますが、これを改定させていただきまして、この指針についても周知をするための講習会を実施させていただいております。

これは、お手元の参考資料の26ページをごらんいただきますと、このような形で、平成18年度に受講者延べ総数2,000名強でございますけれども、講習を実施させていた

だいておると。19年度はちょっと諸事情あって講習できなかつたんですが、今年度も秋に東京・大阪で実施をする予定というふうに聞いてございます。

それから、小項目2つ目の住宅生産者に対する法令遵守の徹底ということでございますが、これにつきましては、社団法人住宅生産団体連合会におきましてガイドブックの作成等々、いろいろな取り組みを講じていただいておりますというところでございます。

それから、(11) 技術開発の推進ということでございます。アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法ですとか、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法等々、そういった技術の開発を推進する、それからすぐれた技術を普及していくべきであるということでございまして、これにつきましては、住宅・建築関連先導技術開発助成事業という補助事業がございまして、これにより民間の技術開発を支援しておるということで、このメニューの中で当然アスベストにつきましても対象となっておりますわけでございますけれども、ただし、現時点においては、アスベストに関連する助成の申請実績は今のところまだないという状況でございます。

この事業の概要につきましては、お手元参考資料の28ページにありますとおり、先導的技術の導入を効果的に対応するため、その技術開発を行う民間事業者に対して国が支援を行うという制度でございます。技術開発等に要する費用の2分の1を、一定の限度はありますけれども、補助するという事業になってございます。

それから、資料2に戻っていただきまして、(12) の所有者等に対する普及啓発の実施ということでございます。1つ目の小項目につきましては、パンフレット『建築物のアスベスト対策』というものを今年4月に作成させていただきまして、地方公共団体、関係団体に配布をさせていただいておりますということで、地方公共団体等から建物のオーナーさんに対して普及啓発のときに活用していただきたいということで配布させていただいておりますという状況であります。ただ、2つ目の小項目でございます。オーナーさんがみずからアスベスト等の有無や劣化状況の簡易なチェックを行うというような、そのためになるようなパンフ、これにつきましてはまだちょっと作成ができていないという状況でございます。

それから、(13) でございます。アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供ということでございまして、建材メーカーや過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士等々への周知ということでございますけれども、これにつきましては、経済産業省と共同しまして、含有建材データベースを整備して公表させていただいております。これは定期的にチェックをしまして、新たに明らかになったものにつ

いてもどんどん追加をしていくということでございますけれども、詳細はお手元参考資料 29 ページでございます。

これは 20 年 3 月版の公表のときの資料でございますけれども、このときは、前回の公表から石綿含有 1% 超建材の追跡調査、それから 1% 未満 0.1% 超の建材の調査、それから、トレモライト等の関係の新たなアスベストに係るような建材の調査についても追加的に実施をして、結果を公表しておるということでございます。この 29 ページの中ほど四角の枠囲いの中ほどにあります 1 の 3) にありますとおり、トレモライト等の含有建材につきましては、41 種類の建材について調査をしておりますけれども、今のところ、含有している建材というのは見つかっていないという状況でありまして、これは引き続き調べていく必要があるだろうというふうに考えております。

資料 2 に戻っていただきまして、(14)、最後の項目でございますが、地震発生後の飛散防止対策の実施ということございまして、これにつきましては、とにもかくにも地震で倒れないようにするというので、建築物の耐震化を促進していくこと、それから、応急危険度判定の中で建築物におけるアスベスト飛散の危険性もあわせて判定するようにしてはどうかということで建議をいただいておりますけれども、耐震化につきましては、耐震改修促進法を 17 年の 12 月に改正させていただきまして、この改正法に基づき計画的な取り組みを推進させていただいておるという状況でございます。

法律の概要につきましては、お手元参考資料の 31 ページにありますとおり、国が基本方針を定めて、この基本方針に基づき地方公共団体が耐震改修促進計画をつくと。この計画に基づき計画的にいろいろな対策を講じていくという、そういうスキームになってございます。

それから、応急危険度判定の関係でございますが、これは応急危険度判定協議会の事務局をやっております財団法人建築防災協会におきまして、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」というものを作成しているという状況でございます。

マニュアルの中身につきましては、お手元の参考資料 32 ページに 1 枚紙を準備させていただいておりますが、ここでは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等々の建物を対象とし、飛散性アスベストを外観目視からチェックをします。これ、判定士の健康の問題もありますものですから、なかなか難しいところがあるんですけども、とりあえずは外観目視を中心にチェックをして、特にアスベスト含有建材の飛散性をチェックするために建物の中に立ち入ることはしないというような整理を今のところさせていただいていると、そうい

う状況でございます。

駆け足ではございましたが、建議を受けて講じてきた施策についてご報告させていただきます。資料2については以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。3年前の建議以降の国土交通省の対応でございます。大変たくさんの内容についてご尽力いただいております。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項2.の(2)でございまして、アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告を受けた対応、これに関しまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 説明させていただきます。お手元の資料3と番号が振っております「総務省勧告と対応状況」という資料。それから、これにつきましても、詳細な参考資料は参考資料のつづりのほうに資料3関係ということでつづらせていただいております。

先ほど冒頭、審議官からのあいさつにもありましたとおり、昨年12月に総務省からアスベスト対策に関する勧告ということでいただいておりますような状況でございます。勧告の中身につきましては、お手元の参考資料の33ページに概要、それから41ページから勧告の本文をつけさせていただいておりますけれども、これ、紹介しますと長くなりますので、後ほどごらんいただければと思っております。勧告の所見の概要とその対応状況につきましては、お手元資料3のほうに簡潔にまとめさせていただいておりますので、資料3を中心にごらんいただければというふうに思います。

まず、所見というところ、1、使用実態調査の充実等ということでございまして、その中の(1)使用実態調査における調査対象範囲の設定状況等ということでございまして、ここにつきましては2ついただいております。まず1つ目、床面積1,000平米未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すべきであるということ。それから、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライト等の飛散性に関する研究を推進すること。また、その結果を踏まえて、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討することということになってございまして、中身的には建議でいただきましたことと非常に重複しておる部分もございまして、これにつきましては建議の対応状況の中でも申し上げましたとおり、今年度、予算を活用させていただきまして、こういった把握方法の検討及び飛散性の研究を実施してまいりたいというふうに思っております。

ざいます。

それから、(2)使用実態調査における調査対象建築物の選定状況ということでございます。この点につきましては3点勧告をいただいておりますが、まず①でございますが、都道府県等が把握すべき特殊法人等の建物の対象範囲を明示することということ。それから、分譲住宅を含めた民間建築物の把握の手がかりを提供することということで、民間建築物というのは非常に幅広いものでございますから、特殊法人が民間に当たるのかどうか紛らわしいということで、一部、郵便局ですとかN T Tの局舎とか、総務省さんの調査によると漏れがあったということでございまして、その辺の周知を徹底すべきであるということでございます。それから②でございますが、その用途・種類を限定したことによって対象となる建物が的確に把握されなかったということでございまして、これは、ある行政庁で吹付けアスベストが吹き付けられている可能性が高い用途なりを例示して市町村に調査をお願いしたところ、その例示を限定と間違えて対応してしまったというような例があったそうございまして、こういうことがないようにということで、注意喚起をすべきであるということでございます。それから③におきまして、これはいわゆる空き家というか、使われなくなった建物につきましても危ない例があるので、これも都道府県によく情報提供するなどして支援をすべきであるということございまして、これは消費者をつかまえるのは非常に難しいものでございますから、なかなか困難もあるわけでございますけれども、対応状況としましては、まず、担当者の会議の中で周知をさせていただくとともに、昨年の年末に技術的な助言としまして通知をさせていただいたということでございます。特に特殊法人等の範囲につきましては、今年6月に補足的な事務連絡を出させていただいておりますが、この中でかなり明確に周知をさせていただいているという状況でございます。

この点につきましては、お手元の参考資料の85ページをちょっとごらんください。ここに昨年末発出させていただきました通知がございます。それから、94ページをごらんいただきますと、これが補足の事務連絡でございまして、例えば96ページ、97ページ以降をごらんいただきますと、他省が調査対象にしているものは除きますという整理にさせていただいておりますものですから、例えば学校ですとか病院関係等々、こういった施設は除きますよというような形で、改めて明確に周知をさせていただいたという状況でございます。

資料3に戻りまして、資料3の2ページでございます。1の(3)使用実態調査におけ

るアスベスト使用の確認状況ということでございます。この点については2点ございます。まず、アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底するように助言すること。それから、アスベストが使用されている可能性があるエレベーターの昇降路等の建築設備について、引き続き漏れがないように情報提供していくことということでございます。この点につきましても、先ほどちょっとご紹介しました技術的な助言におきまして、都道府県等に周知をさせていただいたというような状況でございます。

それから、2、ばく露防止対策等の適切な実施ということでございまして、これは(1)、(2)とあるわけでございますが、まず(1)につきましては、ばく露防止対策の実施状況ということで、2点ご指摘をいただいております。1つは、まず、除去等の措置の必要性の判断についてでございますが、これは粉じん濃度の測定結果だけでなく、劣化状況等々を勘案して総合的に診断する必要があるということを所有者に周知をすることということ。それから、建物の室内のアスベスト濃度について引き続き調査を実施することということでございます。それから2番目としましては、補助事業についてもっと活用いただくように働きかけることということでございまして、1つ目につきましては、まずもって、周知することにつきましては技術的助言で対応させていただいておりますが、濃度に関する調査、これにつきましては今年度の予算を活用させていただきまして調査を実施していきたいというふうに考えております。それから、補助事業の関連でございますけれども、これにつきましては、この補助事業の補助対象の明確化等々について周知をさせていただくとともに、パンフレット等も作成させていただきまして周知をしております。それから、特定行政庁へのアンケートにより効果を上げている事例を収集しまして、これを6月に事務連絡により情報提供させていただいておるというようなことで取り組んでおる状況でございます。ただ、このアスベスト改修型優良事業につきましては、地方公共団体の補助制度の整備状況がまだ1割程度しかないということでございまして、まだまだ課題があるかなというふうに考えておるところでございます。

それから、資料3の3ページ、ごらんください。(2)吹付けアスベスト等の管理状況でございます。この点につきましては2点勧告いただいておりますが、まず1つは、定期的観察の必要性について所有者に周知をすべきこと。それから、その具体的な実施方法を提示するというところでございます。それからもう1つの点は、使用実態調査結果について、所有者等において保存をすべきであるということについて周知をすべきであるということでございます。この2点につきましては、いずれも年末に発出しました通知をもちまして

都道府県を通じて周知をお願いしているという状況でございます。

続きまして、大きな3つ目、届出情報および使用実態調査結果の活用ということでございますが、この点につきましては2点ございます。このうち1つは厚生労働省に対する勧告でございます、国土交通省関係で申しますと②でございます、都道府県等に対しまして、道府県労働局から調査結果について提供依頼があった場合については、協力するように要請することということでございまして、これにつきましても年末に発出しました通知におきましてお願いをしているという状況でございます。

最後、大きな4でございます。廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等ということでございまして、これはいずれも環境省に対する勧告でございますので、ここでは省かせていただきます。

昨年12月にいただいた勧告に対しましては、今のところこのような対応状況になっているということでご報告させていただきます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、発言をお願いします。これだけ盛りだくさんですと、質問もしづらいかと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、3つ目の2.(3)のトレモライト等に係る報道を受けた対応について、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、続きまして、資料4と、あと参考資料に基づきまして、トレモライト等についてご報告させていただきます。

冒頭、審議官からのあいさつの中にもございましたとおり、今年の1月になりまして、報道でトレモライトの使用が明らかになったということでございます。この点につきましては、お手元参考資料の103ページをちょっとごらんください。私どもが大々的にこの問題について触れたのは今年の1月5日のことでございます。ここにありますとおり、「無警戒の石綿3種検出」ということで大々的に報道がありまして、その後、引き続き104ページ、105ページ、このほかにもいろいろ記事はあったわけでございますが、主なものにつきましてはこのようなことで記事が出たということでございます。

これを踏まえまして、私どもも関係省庁の連絡会議等々でいろいろと議論をさせていただいた結果、国土交通省の民間建物につきましてはお手元資料4のとおり、今年の2月2

6日でございますけれども、このような通知を发出させていただきました。これは、大もとは資料4の3ページ以降をちょっとごらんいただきたいのでございますけれども、今年の2月6日に厚生労働省のほうから都道府県労働局等々に対しまして、まず3ページにあるような通知が发出をされたということでございまして、これを受けた形になりますけれども、我々としても対応を講じる必要があるだろうということで、2月26日に通知をさせていただきますということでございます。

通知の中身でございますが、資料4の1ページにございますとおり、1.2.と大きく2つに分かれておりまして、今後実施する分析調査についてということと、過去に実施した分析調査についてという2点でございます。

今後分析する調査ということでございますが、ここにありますとおり、1,000平米超の建物について、私ども、調査をずっとやってきているわけでございますが、今年の3月14日時点におきまして26万棟ぐらいが対象というふうに見込まれておりますけど、そのうち4万棟につきましてはまだ報告がないという状況であります。まだ結果報告がないような建物のオーナーに対して、これからやる場合においては漏れがないよう6種類についてきっちりやっってくださいということを周知・指導していただきたいこととございます。

それから、2.過去に実施した調査につきましては、既に実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたかどうかを速やかに確認をするということ。確認した上で、トレモライト等を対象にしていなかったということが判明した場合は、先ほどご紹介しました厚生労働省の通知にありますような方法により再調査をしていただくというようなことでお願いをしておるという状況でございます。

ただ、資料4の2ページ目のなお書きのところにありますとおり、再調査が必要となる建物が多数となる場合も想定されます。この場合は、一遍にお願いしますとまた混乱をするということも考えられますものですから、そこは、オーナーにお願いをする際に特定行政庁のほうで、例えば劣化・損傷が進んでいる建物ですとか、使用頻度が高い室に露出して吹付けられているような建物というのを優先して指導をするなど、計画的に対応していただきたいということを添えさせていただきます。

それから、3.のその他のところにありますとおり、調査の結果はちゃんと保存してほしいというようなことで、これは勧告でも言われていることを改めてここでも周知をさせていただきますということでございますけれども、このような対応をとらせていただいております。

という状況でございます。

資料4につきましては以上でございます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、資料4の報告に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。〇〇先生、どうぞ。

【委員】 この資料4なんですけれども、先ほどお示しいただいた資料の30ページですかね、参考資料の30ページのほうでは、トレモライトの使用ということについて関係業界団体等に調査を行った結果、そういう建材がなかったということになってはいますが、それと実態がやっぱりずれている結果のように見受けられるんですが、ここら辺はどういうふうにお考えになっているんでしょう。

【事務局】 実態調査の結果、確かに使われているということが判明すれば、それはそういう事実なんだろうというふうにご考慮しておきまして、その辺につきましてきちんと調査をしていく必要があるというふうにご考慮しております。

【部会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 今後の課題で、要するに実態をもっと調べていく必要があるという認識でよろしいんでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ありがとうございます。次の議題に移りたいと思います。

今までの報告事項でございまして、これから審議事項に移りたいと思います。きょうのメインの議題でございまして、審議事項の最初が、3.の(1)が建築物におけるアスベスト対策に係る問題でございまして、これに係る論点に関しまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。それでは、資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。かけさせていただきます。

この資料5でございますけれども、アスベスト対策部会のご審議、少しこれまで期間が実際あいていたということもございまして、きょうはそういう意味では、ある意味でこれから実質審議をまた始めていく上の第1回的なことがございますので、事務局のほうで今ご説明をいたしましたような直近の状況、それから、これにかかわる議論などを多少整理をいたしました上で、論点かなと思われるものを事務局レベルでまとめたというものでご

ございます。もちろん、きょう以降のご議論、この資料5でまとめさせていただいた項目に制約されるというわけでは全くございませんけれども、とりあえず議論のたたき台という意味でまとめさせていただきましたものですので、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、総論的な論点といたしまして、アスベスト対策の重要性に対する関係者の理解についてということをごさしまして、建築行政におきまして、建築基準法の改正によりまして、吹付けアスベスト等につきましては建築基準法上の規制対象物質——これはもちろん新規の工事はございませんので、既存対策を進める上でのということをごさしますが、一応、建築基準法に基づく行政の範囲に平成18年度以降はのせたわけでございます。ただ、なかなか民間建築物まで含めると非常に膨大な件数があるというようなことで、行政、特に関係自治体におかれまして、非常に積極的に対策に取り組んでいらっしゃる場所もあれば、必ずしもそうでないというような自治体もございます。それから、民間の施設の所有者の方におかれまして、アスベスト、これ、申し上げるまでもなく発がん性物質でございますので、この飛散リスクということにつきましては当然重大なリスクというふうに一般的には受け取られるかと思っておりますけれども、実際に除去ということになりますと、費用の問題あるいは例えばテナントに一時的に出ているとか、そういった問題もございますので、そういった意味で、いざ除去等をお願いするという段になると、さまざまな理由で進まないということもございまして、その背景として、アスベスト対策についての関係者の理解という点が1点挙げられるのかなということをごさします。

それから2番目に、今後、アスベスト対策を進めていく上での関係者の役割分担ということでございまして、行政におきまして、国のほうでも補助制度を用意したりというようなことがございますし、建築基準法、その他の関係法令でいろいろな規制がされておられるわけでございますけれども、今後、アスベスト対策を進める上での役割分担ということにつきまして、特に民間建築物につきましていろいろ議論が大きいのかなというふうに思っております。

それから、(3)としてアスベスト問題についてのリスクコミュニケーションということで、特にこのアスベスト問題、大まかに振り返りますと、昭和62年ごろにいわゆる学校パニックといった問題が発生いたしまして、従来、ともすれば作業される労働者の問題というふうに認識されていたものが、劣化をして飛散をするおそれがあるのではないかなというふうなことで、かなりその時点で報道されて、その当時から政府において一定の対策がとられたという経緯がございます。それから、その後も幾つかございましたけれども、大き

いものとしては、平成17年ごろでしょうか、いわゆるクボタショックというものがございまして、兵庫県のクボタの工場周辺において職業的ばく露を受けていない方々も含めたアスベスト関連の疾病の問題が報道されまして、非常に大きな問題になりまして、関係閣僚会合でございますとか、この審議会の建議といったことにもつながったということは、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その後のアスベスト問題につきましても、社会的動向といいますか、率直に言って、報道件数等は多少減少傾向にあるわけでございます。一方で、アスベストの、特に私どもが最優先で考えておりますのは吹付けアスベスト等でございますけれども、これらが今後、過去に施工された物件が例えば解体期を迎える、あるいは部分的にリフォームを行うということに伴いまして、粉じん飛散のおそれが高まるといった局面というのは、これから本格化するのではないかと予想されているところでございまして、こういった中で、このアスベスト問題について一般の国民・市民の方がそのリスクについてどういうふうに認識し、対策、関係者との間でどのような理解を得るかといったリスクコミュニケーションの問題ということにつきましても、まだ課題が残っているように考えております。1が総論でございます。

それから、2以降でございますけれども、私ども国土交通省住宅局が取り組むべき業務といたしましては、建築物の吹付けアスベスト等につきまして調査・分析を行いまして、問題があれば除去等を進めるというのが私どもに課せられている課題でございます。これを進めていく上で、具体的に実務において特に問題になるのではないかなと思われる事項につきまして、2以降にまとめてございます。

大きく分けて、調査と、それから除去等の飛散防止対策と2つに分かれるわけでございます。2はこの調査のほうでございまして、使用実態調査・含有分析につきまして、まず(1)として、これまでの調査・分析の実績の評価についてということでございます。特に民間建築物の調査の進捗状況につきましては、先ほど来ご説明しましたとおり、何せ民間建築物を――これは戸建て住宅は除くといたしましても、調査対象としてはおそらく全国で200万棟以上あるだろうというふうに言われておりまして、その膨大なストックについてどのように調査をすべきなのか。これまで1,000平米を超える建築物から優先的に調査を進めているわけでございますけれども、総務省勧告にございましたとおり、1,000平米よりも小さいものについての調査をどのように進めるべきなのか。あるいは、これまで進めている調査につきましてもいわゆる概要調査ということでございまして、専門家が詳細の中に立ち入って調査を行う詳細調査といった、この建議でもご指摘をいただ

いた宿題につきましては、まだ十分に実施できていないというのが現状でございます。

それから、(2)の調査・分析の方法の確立についてということでございますけれども、とりあえずこの吹付けアスベストの調査は、まず対象建物を決めまして、建物に原則目視あるいは設計図書等の書面につきまして調査を行い、必要に応じてそこからサンプルをとって分析をすると、こういう手順になるわけでございますけれども、まず、書面調査や目視調査の方法につきまして、これまでも学校パニック以来、私どもの関係で言いますと日本建築センターでアスベスト粉じん飛散防止対策マニュアルといったようなものをつくりまして、これに基づきまして調査や除去等の方法につきましてお示しをしているところでございますけれども、次の課題とも関係いたしますけれども、最新の石綿にかかわる知見を踏まえて、そういった調査方法についてさらに検討する必要があるかどうかということについてはご議論があると思います。

それから、(2)の次の○にございますが、先ほどからご説明がありましたけれども、これまで我が国内で工業的に利用されていると言われました——すいません、石綿というのは、政府の定義上、6種類あるわけでございますが、このうち国内で使用実態があるだろうとこれまで言われておりました3種類ですね、クロシドライト、アモサイト、クリソタイル、この3種類以外に、ここに掲げてございますトレモライト等の新たな3種につきまして、国内で使用実態がほんとうにあるのかと。先ほどちょっと1点ご質問いただきましたけれども、こういった問題について、報道等を受けてきちんと調査する必要があるのではないかと。それから、国際的な動向に目を転じますと、この6種の石綿以外に、さらにアメリカとかI S Oの検討段階での基準等の議論では、ウィンチャイトあるいはリヒテライトといった類似する鉱物2種につきまして、これはまだなかなか未知な部分が多いわけでございますけれども、従来の6種の石綿と比べてどのように扱う必要があるのかといった議論があると聞いております。

それから、3つ目の○でございますけれども、建材中の石綿含有分析の方法についてということでございまして、これは分析ということになりますと、建材中のサンプルを採取いたしまして、専門機関におきまして石綿が含有されているのかどうか分析を行うわけでございますけれども、これらにつきまして、例えばその分析方法というのは我が国でいえばJ I Sで決まっているわけでございますけれども、国際的にはI S Oで分析方法の検討がなされているやにも聞いておりまして、そういったものとの対応に対してどういうふう——私ども、調査・除去等を進めるのが立場でございますけれども、現状どのような対

応をすべきなのかといったご議論点があるかと思ます。

それから（３）として、調査・分析の方法がクリアされたとして、調査・分析の体制についてということでございますけれども、特に民間建築物につきましては、膨大な件数の中をいかに優先順位をつけて計画的に実施するのか。これは前回の建議以降も宿題ということではいただいているわけでございますけれども、石綿を取り巻く状況が若干変わってきている中で、改めて詳細調査に向けた議論をどのように深めていったらいいのかという問題でございます。

それから、専門的な技術者の育成についてということでございまして、民間の建築物の場合につきましては、従来の概要調査ですと、オーナーに対してアンケート調査をするというような形をとっておりましたので、必ずしも専門家が調査あるいは分析にかかわってない場合もあるわけでございますけれども、これから本格的に詳細調査を実施するとすれば、石綿あるいは建築物といいますか、その双方につきまして相当の専門的な知識を習得した技術者の方にやっていただく。しかも、そういった方を、膨大な民間建築物の調査に当たっていただけるぐらい育成をしていくといった課題があるのではないかと。

それから、次の○でございますけれども、現地で調査をいたしまして、サンプルをとって分析をするといった場合にも、信頼できる分析機関の確保をしなければいけないということでございます。従来からいろいろ関係省庁との関係で取り組みがなされていると思ますけれども、これから実態をきちっと把握していく必要がございますけれども、調査に当たっている自治体から聞こえてくる声としては、機関によっては分析結果がばらつくであるとか、信頼を持って分析できる機関の数が必ずしも十分でないというようなご指摘もあるところでございます。そういった問題について検討をする必要があるのかなと思っております。

それから（４）として、建築物台帳あるいは記録の保存ということでございまして、調査の基礎となる台帳の整備が必要であろうかと思っております。現在、きょうの報告事項のご説明にもありましたとおり、一定規模以上の建築物につきましては建築行政で定期報告制度というのがございますので、いわゆるストック台帳があるわけでございます。ただ、現在、総務省勧告などでも指摘されております小規模な建築物まで含めると、そもそも調査に行こうにもその台帳自体が存在しないという現状があるわけでございます。それから、この台帳をいずれ整備するといまして、きちんと調査をした場合には、やはりそれを台帳にしっかりと記録して、おそらく、直ちに除去しない場合においても、管理を続

けた上で定期的に監視していくというようなことも必要かと思われまます。そういった場合に台帳にいかにか記録をするのか。

あるいは、これはちょっと主体がだれになるのかわかりませんが、調査時の写真とか分析データあるいは資料等につきまして、分析方法あるいは石綿の範囲、こういったものについて調査後に議論が出るという可能性もございますので、できれば、例えば調査資料などは保存することが望ましいかと考えられますが、そういった問題があるのではないかといいことでございます。

以上が調査関係でございます。

それから、3として除去等における飛散防止対策ということで、これは工事をする場合の問題点ということでございます。

除去等——「等」と言っていますのは、封じ込め、囲い込み、それから一部使用しないといった対応もあろうかと思えますけれども、そういった除去等における飛散防止対策ということにつきまして、先ほど申し上げました建築基準法で新たに規制を図ったということと、従来から労働安全衛生法に基づく石綿則などに基づきまして、石綿の除去あるいは解体といった作業をする際には、必要に応じ事前届出が義務づけられておまして、それから、労働者の健康保持の観点から一定の作業環境の基準が定められております。例えば湿潤化をするとか、保護具をつけるとか、いろいろな規制がございます。こういった労働安全衛生関係の規制。それから、この労働者とはまた別途、大気汚染防止法に基づきまして、これは周辺の大気環境への飛散を防止するために、解体工事等の際には、周辺、具体的には敷地境界で石綿粉じんの飛散がないかどうかといったものを測定する等の規制が行われているわけでございます。申し上げるまでもなく、石綿の粉じんが飛散するリスクが最も高まるのは除去あるいは解体といった工事をする段階でございますので、その工事段階での規制としては労働安全衛生法及び大気汚染防止法、この2つが中心になる規制かと思われまますけれども、そういった法令がございます。それから、その処理をした後の廃棄物の処理につきましても、いわゆる廃掃法に基づきまして、特に廃石綿につきましてもは特別管理産業廃棄物ということで、かなり厳格な規制・管理をして処分等をするということになっているわけでございます。こういった関係法令の遵守ということが、当然、これから本格的に除去等の対策を進めていく上での大きな前提となるわけでございますけれども、それらについて一体どういう問題点があるのか。

それから、次の○でございますけれども、除去等の工事の技術についてということで、

除去等の工事の技術につきましては、私どものほうでも、先ほど申し上げました建築センターの飛散防止処理技術指針の中で除去技術等についても記載をして、普及を図るといったことをやっておりますけれども、最近の現場の実態を踏まえてどんな問題があるのかということでございます。

それから最後、(2)でございますが、除去等の体制についてということございまして、こういった関係法令において作業の仕方の規制等が行われているわけでございますけれども、そういった工事を的確に実施していただける除去等の業者が十分な数が確保できるかといったことも大きな問題かと存じます。

以上、私どもが建築物のアスベスト対策を進める上で、取り急ぎ問題点・論点と考えられるものにつきまして列挙させていただきました。

ご説明は以上でございます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。

大変広範な論点になっております。これに関しましてご意見、ご質問ございましたら、発言をお願いします。はい、どうぞ。

【委員】 今の説明において、2.(2)の「国際的に議論になりつつ」とありますけれども、国際的ではなくてアメリカの特殊事情です。また、ISO「製品中のアスベスト定性分析法」素案段階で、これらの名が記載されていますが、これはアメリカではということで、国際的議論ではないというのが1点です。

もう一点は、ウィンチャイト、リヒテライトというものについては、従来、トレモライトと分析されていたものが、高度の分析をするとこれらのものと判別できるということですが、改訂された現在のJIS A1481で行うと、これら全てはトレモライトということになります。

アメリカでなぜウィンチャイト、リヒテライトが問題になっているかといいますと、土壌に、このウィンチャイト、リヒテライトを含んでいるケースがあり、土地開発のときに自然発生によるアスベストばく露の問題がでてきます。

そこで、コンストラクションの定義に、土地開発、土地造成の工事等を含めてアスベスト対策を考えていっているようです。いずれにしても、アメリカにおいて、解体もさることながら、この自然発生的なアスベストばく露問題が議論をされていると聞いています。

いずれにしても、ウィンチャイト、リヒテライトの分析は非常に難しいことは事実ですが、本件については、本年6月末の日本産業衛生学会で、東洋大学経済学部の神山先生が

鉱物学的な観点から発表をしていますので、必要であれば、その資料を見ていただければと思います。

【部会長】 大変専門的なご説明ありがとうございます。

事務局、何かご発言ございますか？

【事務局】 これから検討の中で正しい事実関係も勉強させていただきたいと思いますので、今後ともいろいろご教示いただければというふうに思っております。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。

【委員】 この3. のところに関係する質問なんですけれども、解体工事のときにおける安全性の確保というのは、この「除去等」という中に入っているということなんです。どうも除去というのは建築工事の一環の中でとらえられるんじゃないかと思うんですけれども、解体というのは全く違った人がやっていますね、かなり荒っぽくやっています。これは建築行政の中できちっととらえられているのかどうか。私は現実に今、住んでいるところでかなりひどい状態で鉄骨工事が解体されている現場を見ました。おそらく300平米とか500平米ぐらいの3階ぐらいの鉄骨工事だったと思うんですけれども、かなり乱暴に解体されて、ロックウールかアスベスト系の耐火被覆材が鉄骨に全部吹いてあったと思うんですけれども、外部に無雑作に露出して鉄骨と一緒に解体されていましたからね。だから、除去というのと解体というのははっきり分けて考えて、解体は行政の中でも安全のために特別な監視をちゃんとする必要があるのではないかと思います、その点も含めてちょっとお聞きしたい。

【部会長】 どうぞ。

【事務局】 「除去等」と言っておりますのは、解体時も、解体に先立って、吹付け石綿でございますと労働安全衛生法に基づく必要な規制がございますので、除去した上で解体をするということになっておろうかと思っておりますので、そういった意味での解体に先立っての除去ということにつきましても含んでいるということでございます。それで、吹付け石綿があるにもかかわらず、そのまま解体してしまうということになりますと、これは違法行為ということになりますので、それは所管法令を遵守していただくということが必要になるのかなと思います。

【委員】 解体というのは、必ず何らかの形で行政のほうでチェックできる体制にはなっているんですか。住宅の小さなものだけとかそういうのでも。

【部会長】 建てる時はわかりますが、解体はどうなんですか。

【事務局】 これ、石綿の問題というのは非常に多岐の所管法令に問題がわたるものですから、建築関係の法律だけに絞りますとすべて届出が出るわけじゃないんですけども、一応、石綿則——ちょっとこれ、他省庁所管になるので、不正確であれば訂正させていただきたいと思いますが、労働安全衛生法に基づく石綿則によりますと、一応、吹付け石綿などを撤去する場合には労働基準監督署に届出が必要でございまして、一定の作業行為の規制があるということになっているわけでございます。

【委員】 解体業者がそれはやるんですか。

【事務局】 解体業者というか、解体業者かどうかは限らないんですけども、除去作業を行う者に対して規制がかかっておりまして。はい、すいません。

【部会長】 ちょっと補足してもらいましょうか。順番に〇〇委員、〇〇委員。事務局、ちょっと待ってください。細かいところで、ご専門の方の発言があるようですから。じゃあ、〇〇委員、お願いします。その次、〇〇委員、お願いします。

【委員】 実際上、そういう解体届は出しますけど、特に石綿の含有建材の吹付けなり、そういったものの除去費用は結果的には依頼主が払うわけですよ。その解体に伴う安全性の担保というのは、届出をしない限り担保されないわけですよ。ですから、そういうものがあっても結果的には解体されちゃうと。今、例が出ていましたけど、非常に解体速度が速いし、下手をすると、解体の届出書も計上してない場合も結構見られますので、やはりそこはもう少し行政的にきちっと、どういう対応をするかということを決めないと、調査云々の前にそういう状況はどんどん広がっていくのではないかなと。その結果、ますます、地域の方を含めて、こういった石綿のばく露をしてしまうという結果になるのではないかなという危惧は非常に持っています。

【部会長】 はい、ありがとうございました。

じゃあ、〇〇委員、お願いします。

【委員】 制度的には、建設リサイクル法で床面積80平米以上の建物の解体をするときには届出が義務づけになっているわけですね。これは発注者が義務づけということになっているんですけど、事実上はほとんど施工者が代理で委任を受けてやっているというのが実態かと思います。ただ、今おっしゃるように、それが守られているかどうかというところの問題は1つあるかというふうに思います。その建設リサイクル法の中で、条文では、吹付け石綿等の施工がされているのかどうかというのは、あらかじめ事前調査で確

認をしないといけないということも義務づけになっているというところですね。法的にはそういうふうになっているという仕組みにあります。

それからもう1つ、これは法律の問題ではございませんけれど、自治体はかなり近隣住民との関係でここはナーバスになっていまして、東京都の各区あたりですと、地方の市なんかでもそうでしょうけれど、解体についての事前届出というのは相当徹底して義務づけされているというところもありますし、解体と石綿の除去については、法律を超えて各条例なり要綱で指導されているという実態もあります。

ちょっと補足させていただきました。

【部会長】 大変的確なご説明、ありがとうございました。

〇〇委員、どうぞ。〇〇委員、ちょっと待ってください。

【委員】 今、ご指摘がいろいろありましたとおりでと思うんですけれども、私もこの間、この2年間ぐらいでは、典型的な飛散工事になってしまった佐渡の両津小学校というところの事故の背景の調査委員をこの1年ぐらいさせていただいて、いろいろと検討しているんですけれども、やはりそこで浮かび上がってくるのは、技術的な問題というものももちろんある。そういう問題もあるんですけれども、基本的には発注者責任の問題でありますとか、工程管理の問題ですとか、解体の方と除去の業者の方の関係ですとか、そういう、まさに建築の法律のもとでいろいろと工夫をすることによって解決できる問題というのが大分あるというふうに思っております。ですから、そういう部分の除去等における飛散防止対策というのは、(1)、(2)とありますけれども、さらに、技術的な部分だけではなくて、経済的であったり、それから工程の管理だとか、入札制度とか発注者責任の部分ですとか、そういう部分の検討もぜひしていかないと、やはり技術の問題だけでは解決されない飛散事故が起きてしまいますので、ぜひそういう部分も今後の論点といいますか、検討課題に入れていただきたいなというふうに思っております。

【部会長】 よろしゅうございますか、事務局。いや、全く〇〇委員のご指摘のとおりだと思います。

それじゃ、〇〇委員、ご発言をお願いします。

【委員】 今、提起された問題とも関連しますけど、資料5の論点のほうに戻りたいんですが、特に2のところ(1)から(4)という論点整理があります。これはどこが悪いというわけじゃないんですけれども、先ほど報告事項ということで資料2と3を使って説明を聞いた全体的な印象は、アスベストという建物ストックの中にある問題材料を現在

の制度の枠組みの中で見つけ出すことの難しさというんでしょうか、やはり皆さん工夫されてはいるんですけども、どちらかというとクレ－射撃風で、面的というよりは、ねらった的に対して一生懸命鉄砲を撃っているということで、網をかけることができないというところが非常にこういった問題の難しさをつくっていると思います。

そういう意味では、1つは、アスベストという問題が深刻ではありますけど、それだけに視点を置かずに、今後、こういった建築ストックの安全性に関するさまざまな問題が出てくることあり得るということを考えると、この（4）の建築物台帳・記録の保存というところに絡んではくるんですけども、より包括的にですね、建物のストックの情報管理ということを含めて行っていく。いわば、ある意味では国すべてのストックされたものに管理番号がついていて、そこに、それこそ今回のあれでいけば、アスベストの有無等々を調査したか、しなかったかというようなことが管理されていくようなことがないですね、つまり網をかけていくというんでしょうか、そのために現行の手段としては定期調査報告制度等があるんですけども、今後さらにそれを工夫していくことによってつくっていく。このアスベストだけだとすると、それは余りにも大げさな構えだということではなくて、おそらくアスベスト以外にもこういった問題は今後出てくるだろうということから、少しはそれが網がかかっていくような制度的なインフラというものも、ぜひこの論点の中に入れていただきたいというのが私の要望で、検討いただきたいということでございます。

それとあと、今、委員の方々がおっしゃったことにあえてつけ加えますと、包括的なことから言いますと、特に建物解体については、既に解体した後の除去したアスベストをどうするかということで事務的に悩んでいる方がいらっしゃいます。他省庁の所管ではあるんですが、要は、例えば大手の建設会社の方々などが悩んでいらっしゃるのは、他省庁の所管の法律によれば、一たん排出したものは、中間処理場等々はあまり信用せずに、直接指定したところに持っていくようにすべしというのが出てくるんですが、しかしながら、現実の廃棄物のロジスティクスを考えますと、できるならば、非常に少量出てきたものについては、もしそれが管理できるのであれば、一たん厳格に管理できる場所で集めて、それから一気にまた持っていくというようなことが法律上できれば、そのほうが結果的には管理、建物から解体されたアスベストのより安全な、より確実な、包括的な収集に役立つと思うんですけども、どうもそういった幾つかのネックがあるようでございます。ですので、法律の網等々はございますけれども、できましたらば、少なくとも国交省が管轄する建設産業の範囲の方々が実務的にそれを処理されるという範囲の中で、どういうとこ

ろで実際の収集・運搬等々を含めて苦勞されていらっしゃるか、そこを制度的に何か補完できるところはないかというところもぜひ視野に入れていただきたいというように要望したいと思います。

以上です。

【部会長】 はい、ありがとうございます。自動車は車検で全部確認しているわけですね。建物にもそのような考え方があってもいい時代であると思います。

【委員】 そうですね。

【部会長】 だから、このアスベストや省エネ含めて、環境リスクというのは地震リスクに劣らず大きなものです。今後の省CO2の60%～80%などを含めて。だから、そういう意味では、環境リスク対応のための台帳が全部あってもおかしくはないですね。

【委員】 はい。

【部会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 今、〇〇先生のご指摘に対しましては、おっしゃるとおり、小規模建築も含めました建物のストック管理ということにつきましては、現在、例の耐震偽装事件の教訓を踏まえまして、かなりの予算をつぎ込みまして建築物データベースというものを、今、国で開発をしております、来年の秋以降、試行しまして、再来年度から全国的に導入をするというような計画がございます。このシステムができますと、従来、建築確認は小規模建物でもほとんど出るわけですが、紙ですので、それがストック情報としてなかなか管理されずに、一定規模以上の定期報告対象だけが台帳があるというのが実態だったかと思うんですけれども、この全国統一的なデータベースシステムを現在開発しております、これができる、今回のアスベスト対策のために小規模建築物についても台帳化をいたしますと、これが今後、アスベストに限らず建築行政の基礎データとして使えるというような段階に今来ております、先生にいただいたご指摘の方法で何とか行政として対応できるように進めていければなというふうに思っております。

【部会長】 ありがとうございます。多分、今までこれ、できた建物は私有財産だからあんまり口出しできないという状況があったと思いますけど、例えばアスベストの飛散にしても、その補償にしても、社会的に非常にかかわりの深い側面に関しては私有財産の壁だけでは論じ切れない問題があると思いますね。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【委員】 すごく基本的なことでもちょっと恥ずかしいんですが、参考資料の後ろに関係

条文が出ていますよね。それで、建築基準法とか建築行政で石綿について対応するという
ことの出発点に……。

【部会長】 ちょっとすみませんが、何ページでしょうか、参考資料の。

【委員】 107ページですね。

【部会長】 107ページ、はい。

【委員】 その出発点になっている条文というのは、建築基準法の28条の2ということ
でよろしいんですね。そうすると、そこに「石綿」というのが1号に出てきて、その
他「政令で定める物質」というのがあって、それで、108ページに行くと、(著しく衛生
上有害な物質)で、「1号の政令で定める物質は、石綿」というふうに書いてあって、その
石綿の定義というのは、一番最初はどこで決まっているのかがよくわかりませんが、
先ほど6種類という話があって、それから、国際的、アメリカで議論になっている新しい
のが出てくるというのが、石綿という概念だけがここで出てくるから、それが国際的な動
きとか、あるいは知見が進捗してということが入ってくるという理解でよろしいわけ
でしょうか。

【事務局】 まず、建築基準法の問題と、私ども、学校パニック以来、アスベスト対策
に一定の施策を講じているんですが、建築基準法に直接根拠のある問題と、私ども、建築
を一般的に所管しているものですから、建築物で生じた危険を除去するための技術一般と
いうことで、建築基準法の規制に入る以前においても、例えば処理技術の指針を普及する
とかという行政を行政としてしてきたという部分が1つございます。

それから、建築基準法という意味では、平成18年度以降、射程に入ったということで、
その条文の解釈、意味の関係につきましては、先生に今ご指摘いただいたとおりでござい
ます。

ただ、石綿の定義につきましては、これ、関係法令が非常に多岐にわたってしまうん
ですが、私どもが調査した限りでは、法令レベルで石綿は6種類であるというふうに明記し
たものはなくて、関係の通知であるとか、あるいはJIS、こういったところに6種類で
あるといったことが記載されているということかと思えます。したがって、解釈として、
現行法では、日本の法令で「石綿」と書いたら6種類と通常解釈するということかと思
います。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 ええ、まあいいんですけど、何か条文を読んでもなかなか読みづらいという

か、一生懸命読まないといけないので、一度、お時間のあるときに、法律に照らして全体のスキームがわかるようにご説明いただくとありがたいなという気がしております。

【事務局】 はい、承知しました。

【部会長】 ちょっと私のほうで聞きたい点があります。今回お示しいただいたこの論点ですが、大変広範な内容です。これから審議会にワーキンググループも設けて作業が始まるかと思えますけど、大体タイムスケジュールほどの程度をお考えになっておられますか。

【事務局】 それ、資料6になってしまいますけれども……。

【部会長】 後で出てきますか。

【事務局】 はい。

【部会長】 では、それで結構でございます。

この資料5の内容、相当広範ですよ。私も過去にいろんな審議会に関係してきましたけれど、これほど多くの対象について、国土交通省が本気と言っちゃ失礼ですけど、本気で取り組もうと覚悟をお決めになったというのは大変評価されることで、非常に驚いております。実際問題として、これ、相当大変ですね、やり切るのは。余計なお節介かもしれませんが。

【事務局】 総務省から勧告いただいて、役人がやるとすぐ何とか一遍の通達をもって事足りているというふうに言って、そればかりでやってきたということにご批判もいただいているところでございますので、私どもとしては、とりあえず、できるだけ不安がある部分について対応できるという、基準法の中でいくのか、あるいはそれにプラスアルファがあるのかということ、この場といたしますか、ワーキングも含めてご検討いただきたいと思えます。

それから、今すぐの短時間でば一と何かできるという話なのか、それとも、かなり体制を決めた上で、要するに業者さんの育成とか、そういうことも含めて計画的に、かつ段階的にやるべきことなのか、そういったことも非常に大きな論点かと思えます。我々としては、やはりできることの中で順を追って、優先順位とかそういった形をいただいて、それに基づいて戦略的に動いていくということイメージしております。これのいろんな検討はあるんですけど、これ、全部そろえて、そのまま例えば1月から大号令で打って出られるのかどうかと、そういったことも含めてご議論はいただきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。私もそんなふうに考えております。例えば2.の(3)

の分析機関の確保とか、一番最後の除去業者の確保とか、国交省の行政ですぐに動かせる
ところと、そうでないところがあるかと思しますので、今、審議官がおっしゃったように、
それぞれの項目に関してどんなタイムスケジュールで対応できるかというあたりは、ワー
キングの中でぜひ議論していただいて、すぐに実効をあげられる部分と、長期的にかかる
部分と明確にしながら計画をつくっていただきたいと思います。

それでは、資料6に移らせていただいてよろしゅうございますか。議事の2つ目でござ
いまして、アスベスト対策ワーキンググループの設置について、これ、ご説明をお願いします。
ます。

【事務局】 はい。それでは、資料6でございます。アスベスト対策ワーキンググルー
プの設置についてということでございますけれども、今、ご説明をさせていただいたよう
な課題を踏まえまして、建築物における適切なアスベスト対策を推進するために必要な施
策について検討を行うために、アスベスト対策ワーキンググループをこの部会の下に設置
をしていただければいかがかというふうに考えてございます。

ワーキングの主査は、従来から専門委員として石綿問題に関するさまざまな知見につい
て教えていただいている〇〇委員をお願いをして、他のメンバーにつきましては、部会長
と主査で協議をしていただければいかがかというふうに思っております。

それから、ワーキングにつきましては、当面、来年1月までを目途に検討を行っていただ
きまして、1月以降に検討の結果を中間的に取りまとめていただき、部会に報告してい
ただければ、大変広範な問題を短時間で恐縮ではございますけれども、そういった形でお
願いできればと思っております。実態把握の進展に応じまして、その後も検討を継続して
いただければというふうに思っております。

今、審議官のお答えにも一部ございましたけれども、部会長ご指摘のとおり、これは非
常に広範な問題でございます。したがって、来年1月過ぎごろまでの限られた時間と
いうことになりますと、まず、そもそもこの対策を進めていく上での課題全体像をきちっ
と整理をするというところに重点を置いて、とりあえず作業をお願いできればというふう
に考えておりました、実態を含めて着実な実施体制ということになりますと、率直に言っ
て、これ、他省庁所管の法令が既に存在している部分などもございますし、ある意味、こ
の審議会もその所管の範囲内でご議論をいただくことになっているものでございますから、
いろいろな議論がおりになるかと思っておりますけれども、ただ、先ほど資料5で少しご提示
させていただきました論点というのは、建築物の吹付け石綿の調査をし、除去等をするた

めに、他省庁所管の問題も含めて、これらの問題をクリアしないと実際には進まないという観点を並べたものでございますので、また実行段階につきましては、さらに必要に応じて省庁連携等の対策が求められることになるかも知れませんが、取り急ぎ、基本的な対応の枠組みとしてどんな構成になるのかといったことを中心にご審議をいただければ幸いというふうに考えております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、この議題に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。

【委員】 今回の再開といいますか、それはおそらく、先ほどもご説明があったように、総務省の勧告ですとか、新たな石綿の種類とか流通というものが明らかになったことがきっかけなんだと思うんですけども、基本的には、一番大事なことは、建物からリスクの高い吹付けの石綿というものをどうやって飛散させない形で把握して、管理して、除去して、廃棄になるかという、そういうものだと思いますので、その点では一番大事なことは、最終的には、人に触れやすい、しかもそれがお子さんであるとかより問題のあるそういう方に触れないように、いかに安全な建物を確保していくかと。そういう点でやっぱり優先順位をつけていくということも大事なところであって、ご存じの方はご存じだと思いますけれども、ビルの中で言えばエアチャンバーのような形で吹付けがあって、そこから換気をしているようなところ、もしくは、子どもさんが長い間過ごされるような建物、そういうものからやっぱり優先的に除去をしていく。もしくは、かなり長時間過ごされる住宅であるとか、そういう部分を考慮しながらしていくということが1つ大きな問題かなと思います。

今もご心配のとおり、これは余りに広範なことなので、まず論点を整理するぐらいでどめるものから、ご意見が皆さんで固まって非常に提案しやすいものから、とても簡単ではなくて1年とかそういう単位をかけて検討をまた別のところでしていただかなきゃいけないものとか、そういうものの整理をしていくというのが当面のワーキングの課題かなというふうに思っておりますので、そういう意味での整理をしていきたいと思っておりますので、いろんな方のご協力をぜひお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。これ、〇〇さん、資料5の最初に総論として(1)、(2)、(3)ございますね。これもやっぱりワーキングで大まかには検討しようということでございますか。

【事務局】 そのようにお願いできればというふうに考えております。

【部会長】 資料5の全部の課題について、1月までには結論はとて出せないから、優先順位なんかを決めて大まかなマップをつくと、それが一番最初でございましょうか。

【事務局】 はい。ご専門の知識等をちょうだいいたしまして、なるべくまとめられるところからまとめていただければというふうに考えております。

【部会長】 ほかに、このアスベスト対策ワーキンググループの設置に関して何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 このワーキングか、その上か何かわからないんですけど、優先度が高い事項って、先ほど〇〇先生がおっしゃったことに加えて、きょう何度か出ていました周知ということがあるかと思います。割とセンセーショナルにはマスコミで報道されるんですけども、具体的にどうしたらいいのかという、当事者の方々が参照できる情報というのはあるようでないと思いますので、非常に簡単な冊子なり、あるいはそのベースになるようなPDFファイルかどこかにあるような形のものであるだけで、先ほど〇〇先生がおっしゃったような施設の園長さんとか管理者の方がごらんになればそれなりの効果が出ていくとか、そういったことも比較的すぐできる対策としてご検討いただければというふうに思いますので。

【部会長】 ありがとうございます。

それじゃ、このワーキングを設置するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、アスベスト対策部会、きょうの部会ですね、ここにアスベスト対策ワーキンググループを設置させていただきます。

〇〇さん、主査はこの部会の部会長が指名してよろしいわけなんですか。

【事務局】 そういう形をお願いします。

【部会長】 それでは、このワーキンググループの主査は〇〇委員にお願いすることにしたいと思います。〇〇委員、よろしくをお願いします。

それから、残りのメンバーについては、私と〇〇委員で協議して選ばさせていただきます。

事務局、これでよろしゅうございますか、終了して。

【事務局】 はい。以上でございます。

【部会長】 それじゃ、委員の皆様、長時間にわたる審議、ありがとうございました。以上をもちましてアスベスト対策部会を終了させていただきます。

— 了 —